

先端設備等導入計画の認定を受けられた事業者の皆様へ

## 「生産性向上特別措置法」による償却資産の特例措置について

市民サービス部税務課

中小企業等経営強化法により、先端設備等導入計画に基づき取得した設備について一定の要件を満たした場合、対象資産にかかる固定資産税の負担を軽減します。軽減を受けるためには償却資産の申告が必要となります。

毎年1月末までに償却資産の申告を行っていただいていますが、購入した設備は「種類別明細書（増加資産）」において次のとおり記入してください。

- ① 令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得したもの

取得時期	貸上げ方針の内容	軽減率	軽減期間
令和5年4月1日～令和7年3月31日	なし	1/2	3年間
令和5年4月1日～令和6年3月31日	あり	1/3	5年間
令和6年4月1日～令和7年3月31日	あり	1/3	4年間

- ② 令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得したもの

取得時期	貸上げ方針の内容	軽減率	軽減期間
令和7年4月1日～令和9年3月31日	1.5%以上	1/2	3年間
令和7年4月1日～令和9年3月31日	3%以上	1/4	5年間

<記入例>

### 令和●年度 種類別明細書

(増加資産・全資産用)

資産の名称等	数量	取得年月			取得価格	耐用年数	減価残存率	価格	課税標準の特例		課税標準額	増加理由	摘要
		年号	年	月					率	コード			
●●●装置	1	5	7	10	5,000,000	10	0.897	4,485,000	1/2		2,242,500	1	生産性向上特別措置法

課税標準額：特例率をかけた金額

固定資産税(償却資産)の軽減を受けるには償却資産申告時に添付書類が必要です。

軽減を受ける際には申告書に次の書類の添付が必要です。添付書類に不備のある場合は適用の受けられない場合もありますので、ご注意ください。

※裏面に続きます。

**【償却資産申告に添付必要な書類】**

1. 生産性向上特別措置法に係る固定資産税（償却資産）軽減措置申請書（税務課提出用）
  2. 先端設備等導入計画に係る認定書（写）
  3. 先端設備等導入計画に係る認定申請書（写）
  4. 先端設備等導入計画（写）
  5. 先端設備等に係る投資計画に関する確認書（写）
  6. 基準への適合状況（写）
  7. 先端設備等導入計画に関する確認書（写）
  8. 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写）
- ※①で1/3の軽減を受ける場合、②の場合

<p>【お問い合わせ先】 恵那市役所 税務課 資産税係 電話 0573-26-6815（直通） FAX 0573-25-6151</p>
--